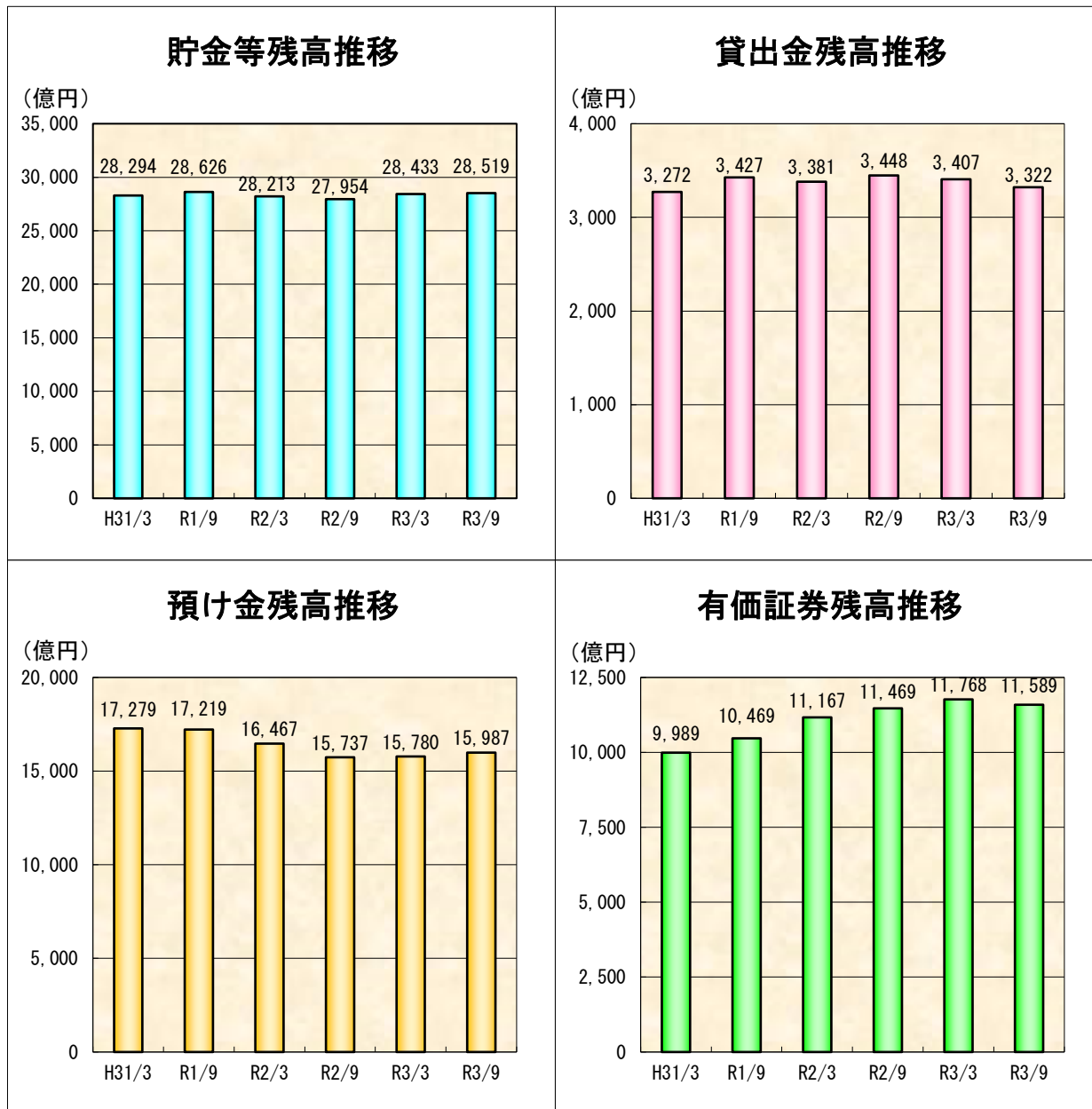


令和3年度 上半期経営状況

1 主要勘定の状況

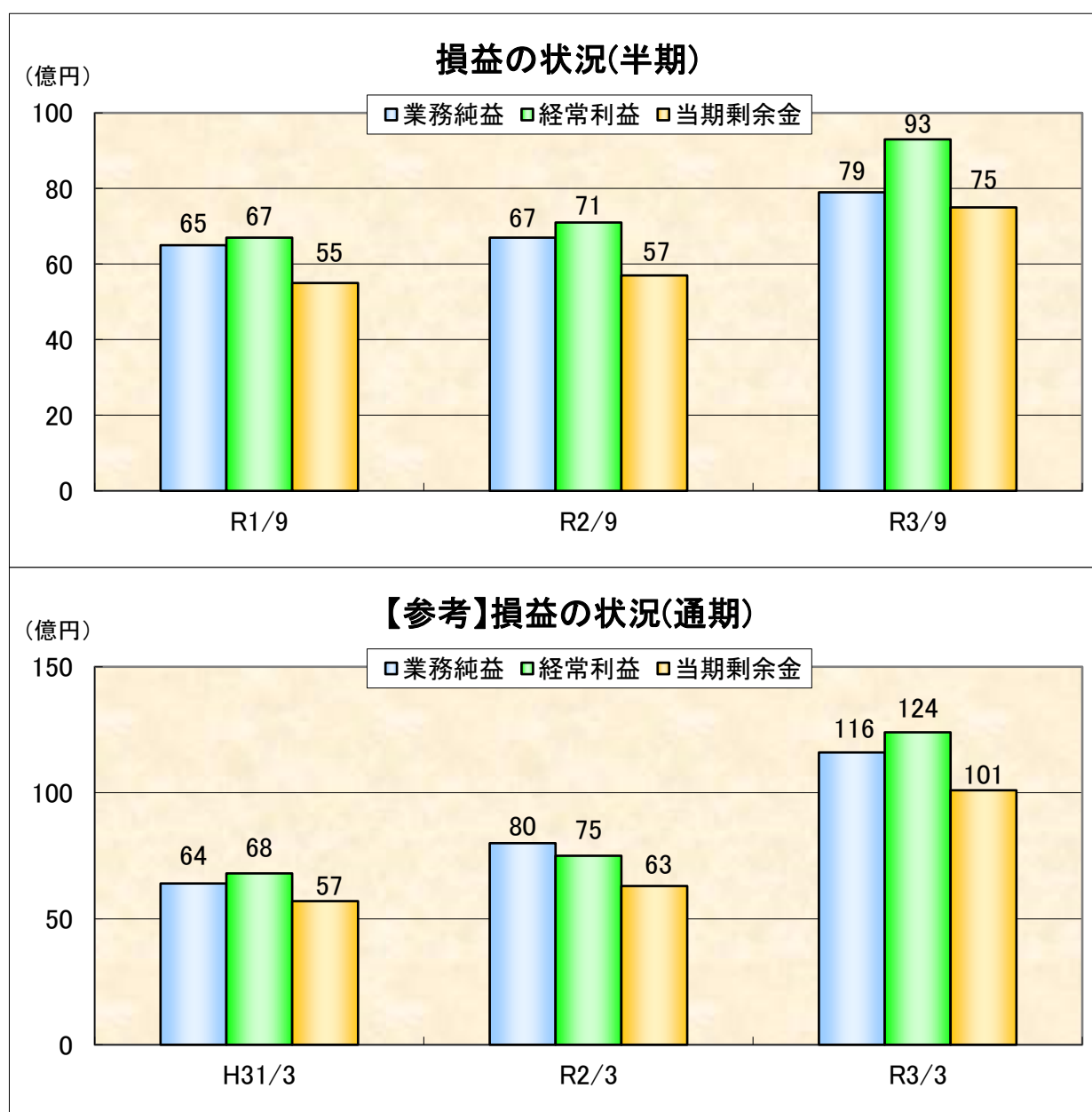


(単位：億円)

| 科 目 | H31年3月末 | R1年9月末 | R2年3月末 | R2年9月末 | R3年3月末 | R3年9月末 |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 貯 金 等 | 28,294 | 28,626 | 28,213 | 27,954 | 28,433 | 28,519 |
| 貸 出 金 | 3,272 | 3,427 | 3,381 | 3,448 | 3,407 | 3,322 |
| 預 け 金 | 17,279 | 17,219 | 16,467 | 15,737 | 15,780 | 15,987 |
| 有 価 証 券 | 9,989 | 10,469 | 11,167 | 11,469 | 11,768 | 11,589 |

- 貯金等残高は、2兆8,519億円 (前年同期比 +564億円、2.02%増) となりました。
- 貸出金残高は、3,322億円 (前年同期比 -126億円、3.66%減) となりました。
- 預け金残高は、1兆5,987億円 (前年同期比 +250億円、1.58%増) となりました。
- 有価証券残高は、1兆1,589億円 (前年同期比 +119億円、1.04%増) となりました。

2 損益の状況



<半期>

(単位：億円)

| 科目 | R1年9月末 | R2年9月末 | R3年9月末 |
|-------|--------|--------|--------|
| 業務純益 | 65 | 67 | 79 |
| 経常利益 | 67 | 71 | 93 |
| 当期剰余金 | 55 | 57 | 75 |

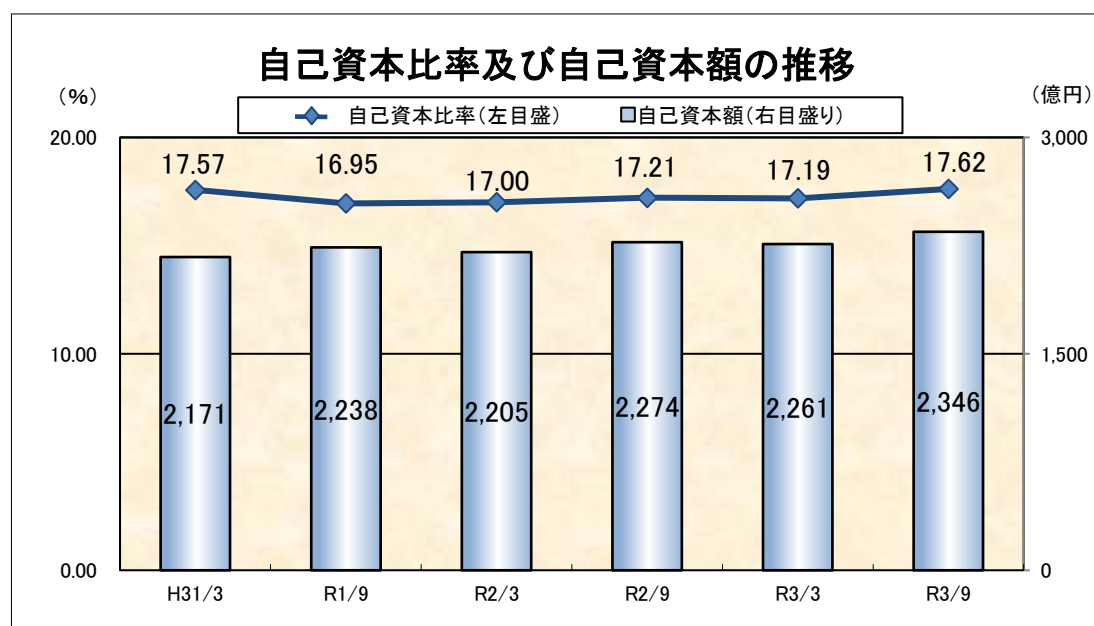
<通期【参考】>

(単位：億円)

| 科目 | H31年3月末 | R2年3月末 | R3年3月末 |
|-------|---------|--------|--------|
| 業務純益 | 64 | 80 | 116 |
| 経常利益 | 68 | 75 | 124 |
| 当期剰余金 | 57 | 63 | 101 |

(注)「業務純益」とは、金融機関の基本的な業務にかかわる利益を表す指標です。貯金、貸出金、有価証券などの利息収支と各種手数料などから、金融機関が活動していくうえで必要となる費用を差引いたものです。

3 自己資本比率



(単位：億円、%)

| 項目 | H31年3月末 | R1年9月末 | R2年3月末 | R2年9月末 | R3年3月末 | R3年9月末 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自己資本 (B-C) (A) | 2,171 | 2,238 | 2,205 | 2,274 | 2,261 | 2,346 |
| コア資本に係る基礎項目 (B) | 2,176 | 2,243 | 2,211 | 2,279 | 2,270 | 2,356 |
| コア資本に係る控除項目 (C) | 5 | 4 | 6 | 5 | 9 | 9 |
| リスク・アセット等 (D) | 12,352 | 13,205 | 12,968 | 13,210 | 13,154 | 13,313 |
| 自己資本比率 (A/D) | 17.57 | 16.95 | 17.00 | 17.21 | 17.19 | 17.62 |

(注) 「経営の健全性」をはかる指標として、「自己資本比率」が用いられますが、その基準は次のようになっております。

※ 自己資本比率の基準は、海外に拠点を有する金融機関（国際基準）は8%以上、国内のみで営業している金融機関（国内基準）は4%以上になります。なお、当会はJAバンク独自の自主ルール（JAバンク基本方針）で設定されている水準8%基準を採用しています。

※ 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

4 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

| 債権区分 | R2年3月末 | R2年9月末 | R3年3月末 | R3年9月末 | 保全額 (R3年9月末) | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|--------------|-----|
| | | | | | 担保・保証等 | 引当金 |
| 金融再生法開示債権 | 18 | 383 | 1,674 | 670 | - | 341 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 18 | 17 | 12 | 11 | - | 11 |
| 危険債権 | - | 366 | 1,662 | 659 | - | 330 |
| 要管理債権 | - | - | - | - | - | - |
| 正常債権 | 338,298 | 344,614 | 339,176 | 331,674 | | |
| 合計 | 338,316 | 344,997 | 340,850 | 332,344 | | |

- (注)
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 - 要管理債権とは、基本的に3か月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
 - 正常債権とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5 リスク管理債権

(単位：百万円)

| 債権区分 | R2年3月末 | R2年9月末 | R3年3月末 | R3年9月末 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 破綻先債権 | — | — | — | — |
| 延滞債権 | 10 | 375 | 1,668 | 665 |
| 3か月以上延滞債権 | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | — | — | — | — |
| 合計 | 10 | 375 | 1,668 | 665 |

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6 有価証券の時価情報等

○有価証券

(単位：百万円)

| 保有区分 | R2年3月末 | | | R2年9月末 | | |
|--------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|
| | 取得価額 | 時価 | 差額 | 取得価額 | 時価 | 差額 |
| 売買目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | 29,037 | 29,485 | 448 | 26,037 | 26,352 | 315 |
| その他 | 1,038,594 | 1,113,136 | 74,542 | 1,048,974 | 1,144,538 | 95,564 |
| 合計 | 1,067,631 | 1,142,621 | 74,990 | 1,075,012 | 1,170,891 | 95,879 |
| 保有区分 | R3年3月末 | | | R3年9月末 | | |
| | 取得価額 | 時価 | 差額 | 取得価額 | 時価 | 差額 |
| 売買目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | 22,537 | 22,729 | 192 | 15,409 | 15,507 | 97 |
| その他 | 1,079,523 | 1,175,957 | 96,434 | 1,061,315 | 1,162,982 | 101,666 |
| 合計 | 1,102,060 | 1,198,687 | 96,626 | 1,076,725 | 1,178,489 | 101,763 |

○金銭の信託

(単位：百万円)

| 保有区分 | R2年3月末 | | | R2年9月末 | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | 取得価額 | 時価 | 差額 | 取得価額 | 時価 | 差額 |
| 運用目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 28,011 | 26,561 | △ 1,449 | 30,527 | 30,278 | △ 248 |
| 合計 | 28,011 | 26,561 | △ 1,449 | 30,527 | 30,278 | △ 248 |
| 保有区分 | R3年3月末 | | | R3年9月末 | | |
| | 取得価額 | 時価 | 差額 | 取得価額 | 時価 | 差額 |
| 運用目的 | — | — | — | — | — | — |
| 満期保有目的 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 33,429 | 34,096 | 667 | 35,250 | 36,018 | 767 |
| 合計 | 33,429 | 34,096 | 667 | 35,250 | 36,018 | 767 |

- (注) 1. 取得価額については、取得原価または償却原価によっています。
2. 時価については、令和3年9月末における市場価格等に基づく時価により計上しています。

7 JAバンク東京信連の概要

【JAバンク東京信連プロフィール（令和3年9月30日現在）】

| | |
|--------|---------------------------|
| 名称（愛称） | 東京都信用農業協同組合連合会（JAバンク東京信連） |
| 設立 | 昭和23年（1948年）8月 |
| 本店所在地 | 東京都立川市柴崎町3-5-25 |
| 出資金 | 1,324億円 |
| 総資産 | 3兆3,174億円 |
| 貯金等 | 2兆8,519億円 |
| 貸出金 | 3,322億円 |
| 自己資本比率 | 17.62% |
| 経営管理委員 | 10名 |
| 理事 | 5名 |
| 監事 | 4名 |
| 職員数 | 151名 |
| 店舗数 | 1店舗（代理店の店舗数は1店舗） |

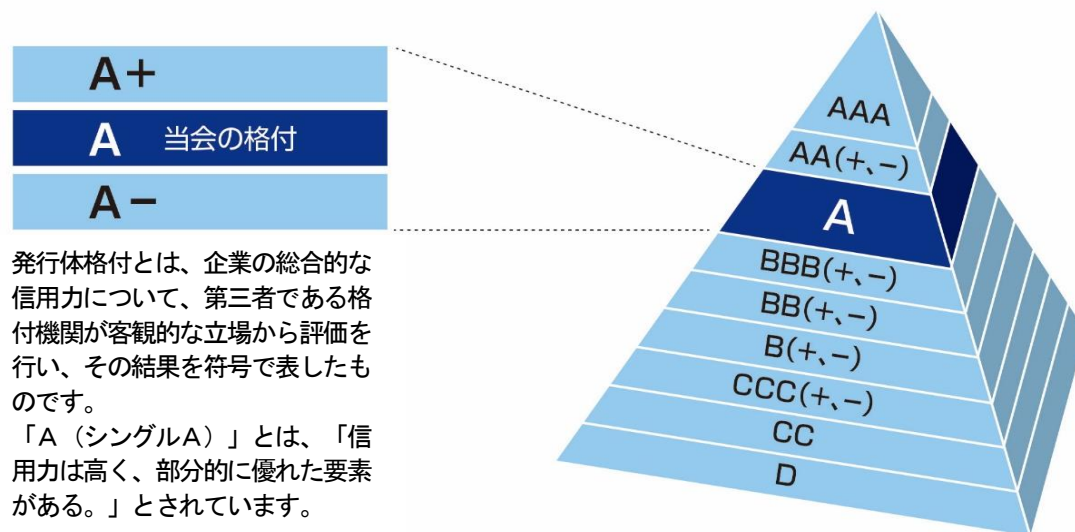


【発行体格付】

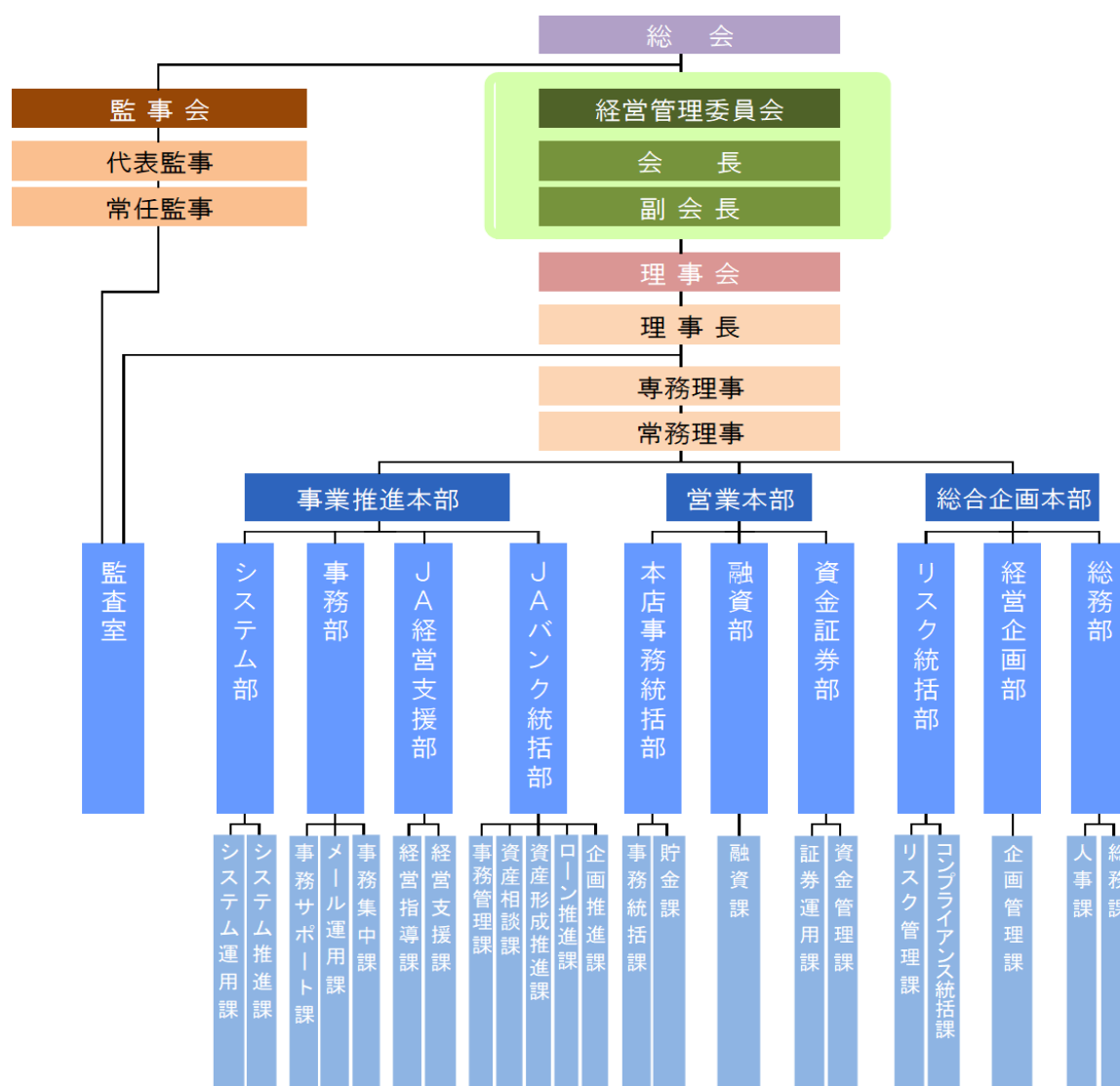
当会は、組合員及び地域の皆様へのより透明性の高い情報開示の一環として格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から発行体格付として「A（シングルA）」を平成29年度に取得し、現在もその格付を維持しています。また、中期的な格付見通しである方向性についても「安定的」との評価を得ています。

今後も、取得した格付の維持・向上を経営上の目標の一つに据え、適正な内部統制を実施することで、当会の持続可能性を高め、安定的で健全な経営を継続するよう、役職員一丸となって努力してまいります。

—発行体格付『A』（方向性：安定的）—



【JA東京信連機構図（令和3年10月1日現在）】



8 お客様本位の業務運営に関する取組方針

当会では、「持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現」を理念とし、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の安定的な資産形成に貢献するために、以下の取組方針を定め遵守しております。

| お客様本位の業務運営に関する取組方針 | |
|--------------------|--|
| 1. | <p>お客様への最適な商品提供</p> <p>(1) お客様に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえ、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。</p> |
| 2. | <p>お客様本位のご提案と情報提供</p> <p>(1) お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。</p> <p>(2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。</p> <p>(3) お客様にご負担いただく手数料について、お客様の投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。</p> |
| 3. | <p>利益相反の適切な管理</p> <p>(1) お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。</p> |
| 4. | <p>お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築</p> <p>(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。</p> |

9 社会的責任と地域貢献活動

【はじめに】

当会は、東京都を事業区域として、JAとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の一員として地域経済の活性化、持続的発展に資する地域金融機関です。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

【地域への資金供給の状況】

地域の企業や個人の方への各種ローンの取扱いを行っている他、農業近代化資金、東京都中小企業制度融資、東京都環境保全資金融資等、各種制度融資を取り扱っております。

【地域密着型金融への取組み】

◆農業者及び中小企業の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、農業者の所得増大及び東京農業の振興に向けた金融サービス提供を行い、農業メインバンク機能を強化する等、今後の高齢化・人口減少を見据えたうえで農業者、農業関連団体及び農業関連企業等との取引の維持・拡大に取り組んでおります。

また、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を始め、関係規程等を制定し、遵守しております。

当会の金融円滑化にかかる取組みの実施状況については、店頭窓口での案内及び当会ホームページにて掲示しております。

なお、経営者保証に依存しない融資の促進を行うため、「経営者保証に関するガイドライン研究会」策定のガイドラインを遵守しつつ、個人保証契約を取り扱っております。

◎金融円滑化にかかる基本方針について

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
2. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
3. 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
4. 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
5. 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
6. 当会の金融円滑化管理に対する体制

◆農業者や中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

【お借入条件の変更等に関する相談・申込み及び苦情相談に関する態勢】

- ◎ 役員及び関係部署長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。
- ◎ 営業本部担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握する体制となっております。
- ◎ 融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。
- ◎ 当会では、お客様からのご融資にかかるご相談の窓口を融資部に設置し、各種相談を受け付けております。

◆新型コロナウイルス感染症に関する対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者及び事業者に対して相談窓口を開設し、農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、東京都中小企業制度融資等の提案、既存貸付の返済方法変更等の対応をしております。

【相談窓口】

| 店舗名 | 所在地 | 相談窓口 | 電話番号 |
|-----|-----------------------------|------|--------------|
| 本店 | 東京都立川市柴崎町3-5-25 JA東京第1ビル | 融資部 | 042-523-3151 |

【ご相談受付時間：平日9:00～15:00】

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情等につきましては、当会総務部にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 042-528-1114（平日9:00～17:00）

- ◎ コンサルタントとして、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づく外部機関との連携も視野にいれ、前広に受け付けております。

【東京都農業祭】

東京都で生産される農畜産物の品質改良、栽培技術の向上、生産意欲の高揚を図ると共に、東京農業の重要性をご理解いただくための催しものです。

例年11月に明治神宮宝物殿前で開かれる催しは、農林水産物の展示即売が行われ、JAグループのイメージキャラクターが一堂に会し紹介される等多くの来場者で賑わっておりますが、令和3年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により規模を縮小し共進会を開催いたしました。



その他、各種の行事・フェスティバルに都・区市町村・各種団体等と協力して、協賛・後援をしております。